

特定事業者等の皆様  
特定荷主等の皆様

## 令和2年度の定期報告書等の提出期限の延長及び電子提出のお願い

令和2年4月28日  
資源エネルギー庁  
省エネルギー課

平素より省エネルギー政策にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされました。これに伴い、多くの事業者の皆様において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく定期報告書等の作成業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定されることから、今般、定期報告書等の提出期限を延長することを決定しましたので、ご連絡致します。

### 1. 定期報告書等の提出期限の延長等について

令和2年度に限り、省エネ法に基づく関係書類の提出期限を延長します。具体的には、例年では4月末日又は5月末日までに提出が求められている書類の提出期限は7月末日までに延長し、例年では6月末日又は7月末日までに提出が求められている書類の提出期限は9月末日までに延長します。ただし、締切直前のご提出は、内容の確認等に時間を要することが見込まれるため、提出の準備が整いましたら早めのご提出にご協力をお願いします。

また、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の選任については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020年度上期のエネルギー管理講習の開催のめどが立っていないことから、令和元年12月1日から令和2年5月末日までの間に選任すべき事由が生じた場合に限り、選任期間を「選任すべき事由が生じた日から6月以内」から「選任すべき事由が生じた日から1年以内」へと延長します。

詳細については別紙1のプレスリリースをご確認下さい。

### 2. 定期報告書等の電子提出の徹底について

省エネ法に基づく定期報告書等の提出について、「省エネ法・温対法電子報告システム」又は「電子政府の総合窓口（e-Gov）」を用いて電子的に提出することが可能です（別紙2参照）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府としてもテレワーク実施を強力に呼びかけている観点から、今般の期限延長に伴い、関係書類の提出を原則として電子提出いただくようお願いします。なお、電子提出にあたって必要な手続きは下記（ア）～（ウ）のとおりです。

（ア）別紙3の届出書に必要事項を記入し、所管の地方経済産業局に提出

※押印及び提出方法については別紙4を参照

（イ）約1月後をめどに、経済産業局よりID・パスワードを通知

（ウ）「省エネ法・温対法電子報告システム」又は「e-Gov」へログインし、作成したデータを提出（別紙1に示された書類はすべて、電子提出が可能です）

- ・ 電子申請の方法（概要）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/denshis hinsei.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/denshis hinsei.pdf)

- ・ 省エネ法・温対法電子申請システム

経産省を含む複数省庁宛の省エネ法の定期報告書等及び温対法の報告書が提出できます。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）

<https://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

### 3. 問い合わせについて

- ・ 本通知については資源エネルギー庁省エネルギー課までご連絡ください。
- ・ その他、各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のHP等をご参照頂いた上で、資源エネルギー庁省エネルギー課もしくは所管の経済産業局までお問合せください（別紙5参照）。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html)

以上

2020 年 4 月 28 日

資源エネルギー庁

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、省エネ法関係書類の提出等の期限を延長します

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に係る令和 2 年度の書類の提出期限を延長する等の措置を講じます。

### 1. 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされました。これに伴い、多くの事業者において、省エネ法に基づく定期報告書の作成業務等を例年どおりに進めることが困難になることが想定されます。

こうした状況を踏まえ、省エネ法関係書類の作成に十分な時間を確保できるよう、省エネ法に基づく省令を改正し、令和 2 年度に限り、関係書類の提出期限を延長します。具体的には、例年では 4 月末日又は 5 月末日までに提出が求められている書類の提出期限は 7 月末日までに延長し、例年では 6 月末日又は 7 月末日までに提出が求められている書類の提出期限は 9 月末日までに延長します。

また、省エネ法に基づき特定事業者等に選任が求められるエネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の選任については、令和元年 12 月から令和 2 年 5 月までの間に選任すべき事由が生じた場合に限り、選任期限を半年間延長します。

### 2. 書類の提出等の期限

#### (1) 工場等に係る定期報告書等の提出

令和 2 年度における工場等に係る定期報告書等の提出期限は以下の通りとします。

義務の内容	例年の提出期限	令和 2 年度の提出期限
エネルギー使用状況届出書の提出	5 月末日	7 月末日
エネルギー管理統括者の選解任の届出	7 月末日	9 月末日
エネルギー管理企画推進者の選解任の届出	7 月末日	9 月末日
エネルギー管理者の選解任の届出	7 月末日	9 月末日
エネルギー管理員の選解任の届出	7 月末日	9 月末日

中長期計画書の提出	7月末日	9月末日
定期報告書の提出	7月末日	9月末日

(2) 荷主に係る定期報告書等の提出

令和2年度における荷主に係る定期報告書等の提出期限は以下の通りとします。

義務の内容	例年の提出期限	令和2年度の提出期限
輸送量届出書の提出	4月末日	7月末日
中長期計画書の提出	6月末日	9月末日
定期報告書の提出	6月末日	9月末日

(3) エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の選任

エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の選任については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020年度上期のエネルギー管理講習の開催のめどが立っていないことから、令和元年12月1日から令和2年5月末日までの間に選任すべき事由が生じた場合に限り、選任期間を「選任すべき事由が生じた日から6月以内」から「選任すべき事由が生じた日から1年以内」へと延長します。

3. 備考

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、対応をさらに変更する可能性もあります。

(本発表資料のお問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課長 江澤

担当者：内山、牛来、武元

電話：03-3501-1511(内線 4541～4546)

03-3501-9726(直通)

03-3501-8396(FAX)

メール：syoene-sikko@meti.go.jp

# 定期報告書等の電子提出に関するご案内

電子政府の普及および省エネルギー・省資源の観点から、定期報告書及び中長期計画書（定期報告書等）の提出について、電子化への一層の推進にご協力をお願いします。

- 提出いただく定期報告書の電子データは、xml形式（※1）を原則とします。※2
- 電子データの正確性を期するため、「定期報告書作成支援ツール」のご利用をお願いします。

※1 xmlとは、複数のシステムにおける情報のやりとりを容易にする電子データの形式です。支援ツールから出力することができます。

※2 紙媒体による報告を無効とするものではありません。可能な範囲で電子化へのご協力をお願いいたします。



# 電子提出を行う前に

- ご利用には、事前に「電子情報処理組織使用届出書」を地方経済産業局へご提出頂く必要があります。
  - 電子申請に必要な I D・P Wを通知いたします。
- ※ご申請から通知まで 1 ヶ月ほどお時間を頂きますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

様式43 電子情報処理組織使用届出書

様式第43 (第104条関係)

受理年月日	
送付年月日	

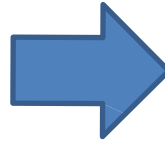
電子情報処理組織使用届出書

届 出 年 月 日

住 所  
 法人名  
 法人番号  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第104条第1項の規定に基づき、同規則第5条の届出、第7条の中出、第8条第5項の中請、第12条の届出、第13条第3項の中請、第15条の届出、第16条の中出、第17条第4項の中請、第22条の届出、第23条第10項の中請、第33条の届出、第34条の中出、第35条第1項又は第2項の届出、第36条の報告、第40条の届出、第42条の中出、第44条第1項の中請、第47条の中請、第49条第1項の中請、第50条第2項の届出、第52条の報告、第57条の報告、第75条の届出、第77条の中出、第78条第1項又は第2項の届出、第79条の報告、第82条第1項の中請、第85条の中請、第87条第1項の中請、第88条第2項の届出又は第90条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

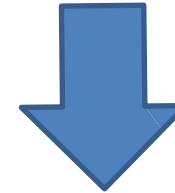
作成担当者連絡先	
特定届出者番号	
特定事業者番号、特定連続化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
特定届上番号又は認定管理統括届上番号	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括輸送事業者指定番号	
所在地	〒
事業所名	
所属部署	
氏名	
電話番号	
FAX	
メールアドレス	



提出



経済産業局



通知

- ・アクセスキー  
（温対法システム用）
- ・ログインID・PW  
（e-Gov用）



# 省エネ法・温対法電子報告システムの利用について

# 省エネ法・温対法電子報告システムを利用①

- 省エネ法・温対法電子報告システムを利用すると、一度に複数省庁宛（※）の提出が可能です。  
※省エネ法定期報告書は経済産業大臣並びに事業所管大臣に提出が必要です。



郵送（又はメール）で通知するURLからアクセス



p 2 で経済産業局から通知された  
アクセスキーを入力

ユーザ情報管理：利用申請

アクセス情報入力

アクセスキー

<半角文字10文字まで>

特定排出者番号

<半角数字9文字まで>

アクセスキーと特定排出者番号を入力して「利用申請確認画面へ」ボタンを押してください。

利用申請確認画面へ



# 省エネ法・温対法電子報告システムを利用②

- ① ログイン後は定期報告書作成支援ツールで作成した x m l ファイルをアップロード
- ② x m l ファイル（指定表）をアップロード

省エネ法・温対法電子報告システム
前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46
ログアウト

トップページへ
ログイン名:テスト 確認用事業者7

**報告書アップロード**

アップロードするファイルを指定してください。

- 省エネ法定定期報告書、温対法報告書において、法第27条第1項の権利利益の保護に係る請求を行う場合は、様式第1の2「権利利益の保護に係る請求書」とともに、電子報告を行う。詳細は提出先窓口へ提出してください。
- 提出前のエラーチェックが可能な以下の様式での提出にご協力をお願いします。
  - 温対法報告書:XML、EXCEL
  - 省エネ法定定期報告書(工場等・特定産主):XML
  - 省エネ法定定期報告書(貨物・旅客・航空):EXCEL

(省エネ法定定期報告書(工場等)及び温対法報告書(様式第1)の提出について)

- 省エネ法定定期報告書(工場等)の指定表を提出する場合は、まず下表で報告書種別「省エネ法定定期報告書(工場等)」を選択し、特定表の「報告書本体」欄の「ファイル追加」で「様式」から「指定表」を選択し、指定表のファイルを追加します。
- 温対法報告書(様式第1)の別紙を提出する場合も同様に、報告書基本情報画面において「報告書本体」欄の「ファイル追加」で「様式」から「様式第1(別紙)」を選択し、別紙ファイルを追加します。

特定排出者コード	310000007
報告年度	2016年度 <small>※当該年度以外の報告書(届出書等)は本システムからは提出できません。提出したいとしたい場合は、提出先窓口へご確認ください。</small>
報告書種別	省エネ法定定期報告書(工場等)
ファイル形式	XML
ファイル選択	<input type="text"/> <input type="button" value="参照..."/>

本画面でアップロードしても提出とはなりません。報告書(届出書等)一覧から提出をしてください。

## ① x m l ファイル（特定表）をアップロード

省エネ法・温対法電子報告システム
前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46
ログアウト

トップページへ
ログイン名:テスト 確認用事業者7

**報告書基本情報**

基本情報

報告年度	2016年度
報告書	省エネ法定定期報告書(工場等)
特定排出者コード	310000007
報告書形式名	XML

**報告書ステータス履歴**

ステータス	日時	提出先 (◎:主たる事業所管省庁)	差異し名	差異し事由
一時保存データあり	2016/12/14 16:13	--	--	--

**報告書本体** ※指定表の提出がある場合は、「ファイル追加」の「様式」から「指定表」を選択し、指定表のファイルを追加します。

Web編集	Web編集	本体一括ダウンロード形式選択	(選択なし)	<input type="button" value="ダウンロード開始"/>
ファイル追加	様式	指定表	ファイル形式	XML
	エネルギー管理工場番号	再アップロード	ファイル選択	\\mpci090002.ring.meti.go.jp/Ddrive/参照...
特定表	事業者全体	再アップロード	ダウンロード	削除

**添付資料**

新規アップロード	ファイル形式	(選択なし)	ファイル選択	参照...	新規アップロード
ファイル名	形式	再アップロード	ダウンロード	削除	

**補正コメント**

補正コメント

**報告書アップロード**

アップロードするファイルを指定してください。

- 省エネ法定定期報告書、温対法報告書において、法第27条第1項の権利利益の保護に係る請求を行う場合は、様式第1の2「権利利益の保護に係る請求書」とともに、電子報告を行う。詳細は提出先窓口へ提出してください。
- 提出前のエラーチェックが可能な以下の様式での提出にご協力をお願いします。
  - 温対法報告書:XML、EXCEL
  - 省エネ法定定期報告書(工場等・特定産主):XML
  - 省エネ法定定期報告書(貨物・旅客・航空):EXCEL

(省エネ法定定期報告書(工場等)及び温対法報告書(様式第1)の提出について)

- 省エネ法定定期報告書(工場等)の指定表を提出する場合は、まず下表で報告書種別「省エネ法定定期報告書(工場等)」を選択し、特定表の「報告書本体」欄の「ファイル追加」で「様式」から「指定表」を選択し、指定表のファイルを追加します。
- 温対法報告書(様式第1)の別紙を提出する場合も同様に、報告書基本情報画面において「報告書本体」欄の「ファイル追加」で「様式」から「様式第1(別紙)」を選択し、別紙ファイルを追加します。

特定排出者コード	310000007
報告年度	2016年度 <small>※当該年度以外の報告書(届出書等)は本システムからは提出できません。提出したいとしたい場合は、提出先窓口へご確認ください。</small>
報告書種別	省エネ法定定期報告書(工場等)
ファイル形式	XML
ファイル選択	<input type="text"/> <input type="button" value="参照..."/>

本画面でアップロードしても提出とはなりません。報告書(届出書等)一覧から提出をしてください。

## ② x m l ファイル（指定表）を追加

# 省エネ法・温対法電子報告システムを利用③

- ① 報告書の確認画面を表示
- ② アップロードした x m l ファイルの入力チェック

省エネ法・温対法電子報告システム 前回ログイン日時 2016/06/14 09:16:46

ログイン名:テスト 確認用事業者7

トップページへ

ユーザ管理  
ユーザ情報詳細  
報告書(届出書等)の登録・提出  
①報告書(届出書等)の提出準備  
②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書(届出書等)一覧

報告年度: 2016 年度  
事業者名: テスト確認用事業者7

届出ファイル一覧

報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	詳細	提出	取り下げ依頼	削除
温対法報告書(様式第1,様式第2)	一時保存データなし	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
省エネ法定期報告書(工場等)	一時保存データあり	2016年12月14日 16:10	2016年12月14日 16:17	詳細	入力チェック	取り下げ依頼	削除
定期報告書(特定同主)	一時保存データなし	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
報告書(貨物)	一時保存データなし	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
報告書(旅客)	一時保存データなし	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
-	-	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
-	-	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
-	-	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
-	-	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
-	-	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
省エネ法エネルギー管理者(管理員)兼任・解任届出書	一時保存データなし	-	-	-	-	-	-
省エネ法エネルギー管理統括者(管理企画推進者)兼任承認申請書	一時保存データなし	-	-	-	-	-	-
省エネ法エネルギー管理者(管理員)兼任承認申請書	一時保存データなし	-	-	-	-	-	-
省エネ法中期計画書(工場等)	一時保存データあり	2016年08月02日 11:55	2016年08月02日 11:55	詳細	-	-	-
省エネ法計画書(特定同主)	一時保存データなし	-	-	-	-	-	-
省エネ法特定同主指定取組届出書	一時保存データなし	-	-	-	-	-	-

ユーザ管理  
ユーザ情報詳細  
報告書(届出書等)の登録・提出  
①報告書(届出書等)の提出準備  
②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

① 報告書確認画面の表示

② 入力チェック

省エネ法・温対法電子報告システム 前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46

ログイン名:テスト 確認用事業者7

トップページへ

ユーザ管理  
ユーザ情報詳細  
報告書(届出書等)の登録・提出  
①報告書(届出書等)の提出準備  
②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書作成支援ツールにてエラー箇所を修正し、報告書(届出書等)基本情報画面から再アップロードをしてください。

【エラー】

- 現在ログインしているユーザの特定排出者コード(番号)と報告書に入力された特定排出者コード(番号)が異なります。
- ログインユーザの特定排出者コード:[310000007]
- 報告書に入力された特定排出者コード:[090015001]
- ログインユーザの特定排出者コードを記載してください。特定排出者コードが変更になった場合は、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のヘルプデスク(<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions/>)」へご連絡ください。

【警告】

- 特定-第12表-1(温室効果ガス算定排出量)事業者全体特定速通化事業者の場合は、商標又は商号等を入力してください。

省エネ法定期報告書(様式第9)閲覧

表紙, 特定-第1表, 特定-第2表, 特定-第3,4表, 特定-第5,6,7表, 特定-第8,9表  
 特定-第10,11,指定表, 特定-第12表, 様式第2

特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等  
 ※は必須項目です。

排出年度: 2015 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

特定事業者全体	事業分類		*エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
	*主たる事業	*細分類番号	
	行政機関	9731	15919 t-CO <sub>2</sub>
	経済産業大臣 (選択なし)		
	(選択なし)		
	(選択なし)		
	*当該事業を所管する大臣		
	*商標又は商号等		

# 電子政府の総合窓口（e-Gov）の利用について

# 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用①

- 経済産業省宛ての報告書を提出できます。



<https://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>



電子政府の総合窓口  
[イーカブ]  
e-Gov

電子政府の総合窓口  
e-Gov

e-Govヘルプ お問合せ サイトマップ 文字サイズ 大きく 元に戻す 小さく

法令検索 電子申請 行政手続案内検索 パブリックコメント よくあるご質問

ホーム > e-Gov電子申請システム

### e-Gov電子申請システム

各府省およびe-Govからのお知らせ 電子申請メニュー

#### 重要なお知らせ

- 2016年12月13日 [e-Gov電子申請システムに関するお知らせ](#)
- 2016年10月19日 [Java実行環境の更新について](#)
- 2016年3月29日 [外部連携API経由による証明書情報追加・更新に関するお知らせ](#)

#### e-Gov電子申請システムを初めて使用する方へ

**e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ**

電子申請の始まりから終わりまでの一連の操作の流れをイメージいただけます。

- [電子申請システムとは](#)
- [申請・届出の流れ](#)

**e-Gov電子申請システムの利用準備をする**

ご利用環境のセットアップなどを、手順に沿ってご案内いたします。

- [e-Gov電子申請システムご利用ガイド](#)
- [e-Gov電子申請講習会資料](#)

#### パーソナライズ

パーソナライズログイン

- [パーソナライズとは](#)
- [パーソナライズパスワードを忘れた方](#)

パーソナライズの開設

#### 電子申請システム 運転状況

正常稼働中

停止予定

e-Gov

厚生労働省 国土交通省

電子申請 関連リンク

# 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用②

① 画面を下にスクロールし、「申請（申請者・代理人）」をクリック

② 「省エネ法」で検索

電子申請メニュー

申請・届出 | 申請・届出バック | 状況照会 | 公文書署名検証 | ご利用案内 | 電子申請マニュアル

■ 本人または社会保険労務士などの代理人が申請・届出をする場合

- 申請(申請者・代理人)

■ 複数名で氏名を連ねて申請・届出

- 連名申請(連名代表者)

①「申請（申請者・代理人）」をクリック

電子政府の総合窓口  
e-Gov

電子申請システム

申請にあたっての確認

ご利用にあたっての注意事項

関連情報

政府認証基盤(GPKI)におけるフィンガープリントについて

e-Gov電子申請手続検索

キーワードを入力 省エネ法

このキーワードを  全て含む  いずれかを含む

キーワードの検索対象を入力  手続名から検索  手続情報全体から検索

結果表示件数 表示件数 10 件

②「省エネ法」で検索

府省を指定する 個別の府省を指定して検索することができます。府省の指定を行わない場合、全府省が対象となります。

検索 クリア

# 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用③

- ① 検索結果中「定期報告書の提出（省エネ法）」をクリック
- ② 申請ボタンをクリック後、必要項目を入力

検索結果一覧

指定したキーワードが含まれる行政手続情報の一覧を表示します。

総件数：2件 1件から2件までを表示 表示件数 10 件ごとに変更する 変更

[定期報告書\(特定荷主\)の提出\(省エネ法\)](#)

■ 手続概要

手続概要:特定荷主が貨物輸送に係るエネルギー使用量を大臣に報告手続根拠:エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第63条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第15条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 施行規則 第17条手続対象者:特定事業者又は特定連鎖化事業者提出時期:毎年度7月末日まで手数料:なし相談窓口:提出先と異なる者:

■ その他手続情報

連名不可

①「定期報告書の提出（省エネ法）」をクリック

[定期報告書の提出\(省エネ法\)](#)

■ 手続概要

手続概要:特定事業者又は特定連鎖化事業者が、その設置している工場等におけるエネルギー使用量を主務大臣に対して行う報告手続根拠:エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第15条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 施行規則 第17条手続対象者:特定事業者又は特定連鎖化事業者提出時期:毎年度7月末日まで手数料:なし相談窓口:提出先に同じ審査基準:一標準処理期間:電子:書面:

■ その他手続情報

連名不可

電子申請システム

電子申請システム

定期報告書の提出(省エネ法)

電子申請手続の情報 手数料等の情報 記載要領等の情報

■ 手続概要

特定事業者又は特定連鎖化事業者が、その設置している工場等におけるエネルギー使用量を主務大臣に対して行う報告

電子申請システムによる手続に関する情報

提出方法	e-Gov電子申請
申請書様式	定期報告書
添付情報	【書面による】を、申請書に添付する。
別送書類	
手続可能時間	原則、24時間365日、電子申請を受け付けるよう運用中。
備考	

この手続を電子申請を利用して申請する場合は、以下から行ってください。

定期報告書の提出 連名不可 申請する

②「申請する」をクリック  
入力画面に従い入力

# 定期報告書等の電子化において必要な様式・ツール等

## ■ 光ディスク提出票（様式第42）

→定期報告書、中長期計画書及び計画書については、当該提出票を添付することで光ディスクによる電子データでの提出が可能です。

## ■ 電子情報処理組織使用申請届出（様式第43）

→電子申請の利用をご希望の方は、本届出を事前に所管の地方経済産業局へご提出ください。利用に際し必要なID/パスワードを発行し、通知いたします。

※届出からID/パスワードを発行するまでには日数を要します。ご希望の方はお早めにお手続きください。

## ■ 定期報告書作成支援ツール：

→本ツールを利用することで、定期報告書の電子データを簡易に作成することができます。

※令和2年度提出用の最新版ツールへの更新は、4月上旬を予定しています。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/index02.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html)

## ■ 電子政府の総合窓口（e-Gov）：<https://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

→従前どおり、経済産業省宛の定期報告書等が提出できます。

## ■ 省エネ法・温対法電子報告システム：<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

→経産省を含む複数省庁宛の省エネ法の定期報告書等及び温対法の報告書が提出できます。

※上記システムはそれぞれID/パスワードが異なりますので、利用時にはご注意ください。

各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のHP等をご参照いただくか、資源エネルギー庁省エネルギー課もしくは所管の地方経済産業局までお問合せください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 5 条の届出、第 7 条の届出、第 8 条第 5 項の申請、第 12 条の届出、第 13 条第 3 項の申請、第 15 条の届出、第 16 条の届出、第 17 条第 6 項の申請、第 22 条の届出、第 23 条第 10 項の申請、第 33 条の届出、第 34 条の届出、第 35 条第 1 項又は第 2 項の届出、第 36 条の報告、第 40 条の届出、第 42 条の届出、第 44 条第 1 項の申請、第 47 条の申請、第 49 条第 1 項の申請、第 50 条第 2 項の届出、第 52 条の報告、第 57 条の報告、第 75 条の届出、第 77 条の届出、第 78 条第 1 項又は第 2 項の届出、第 79 条の報告、第 82 条第 1 項の申請、第 85 条の申請、第 87 条第 1 項の申請、第 88 条第 2 項の届出又は第 90 条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号	
所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出



者ごとに付された番号を記載すること。

- 2 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号の欄並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

## 押印及び提出方法について

代表者印の押印が可能な場合には、押印がある別紙3の届出書の原本を所管の経済産業局へ原則郵送をお願いします。代表者印の押印が困難な場合には、以下をお読みいただき、押印がない別紙3の届出書の提出をお願いします。

## 1. 代表者印の押印について

今般の外出自粛要請を受け、下記(1)かつ(2)の条件に該当する場合には、押印がない別紙3の届出書についても例外的に受理します。なお、押印がある届出書の原本については後日必ず提出をお願いします。後日、押印がある届出書の原本が適切に提出されない場合には、遑って届出書の受理を取り消す場合が有り得ます。

- (1) 事業者がテレワーク等を実施しており、押印された届出書を提出することが困難である。
- (2) 事業者自身から正式に発出されている届出書であるという真正性を確認できる(2.にて後述する提出方法にて確認)。

## 2. 提出方法について

## ① 押印がない届出書について

押印がない届出書については、メール又はFAXにより提出をお願いします。その際、下記の点に留意をお願いします。各経済産業局のメールアドレス及びFAX番号は別紙5に記載されております。

## (ア) メールの場合

- ・事業者のドメインからメールを送付すること(推奨)
- ・私用のアドレスからのメールの場合、個人の所属の特定が可能なもの(名刺など)を添付すること

## (イ) FAXの場合

- ・FAX番号から事業者が確認できること
- ・私用の番号から送信する場合、個人の所属の特定が可能なもの(名刺など)を添付すること

## ② 押印がある届出書の原本について

押印がある届出書の原本については、後日必ず所管の経済産業局へ郵送にて提出をお願いします。事業者の皆様の外出及び対面での受領頻度を軽減するため、原則郵送をお願いします。

## 問い合わせ先

1. 本通知に関するお問い合わせは資源エネルギー庁省エネルギー課までご連絡ください。  
※問い合わせの際に、「定期報告書に関する通知の件」とお伝えください。

宛先 : 資源エネルギー庁省エネルギー課  
電話番号 : 03-3501-9726  
e-mail : syoene-sikko@meti.go.jp

2. その他、各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のHP等をご参照頂いた上で、資源エネルギー庁省エネルギー課もしくは所管の経済産業局までお問合せください。

資源エネルギー庁HP

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html)

経済産業局の窓口	管轄区域	郵便番号 所在地	窓口電話番号 (FAX番号)	メールアドレス
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)	hok-shoeneiteikidata@meti.go.jp
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)	thk-shoeneiteikidata@meti.go.jp
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0443 048-600-0362 (048-601-1302)	SYOENE-TEIKIHOUKOKU@meti.go.jp
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)	chb-shoeneiteikidata@meti.go.jp
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)	kin-syouene@meti.go.jp
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)	cgk-shoene@meti.go.jp
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)	sik-shoeneiteikidata@meti.go.jp
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)	kyu-shoeneiteikidata@meti.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)	okn-shoeneiteikidata@meti.go.jp